

平成30年度エコタイヤ導入促進助成金のご案内

昨年に引き続き環境エネルギー対策事業の一環としてエコタイヤ導入促進に係る導入費用の一部について助成することになりました。

つきましては、下記条件により別紙要領に基づき実施することになりましたので、ご案内致します。

記

1. 申請期間 平成30年6月1日(金) ～ 平成31年2月28日(木)
(土日祝祭日及び休館日は除く)
※但し、平成30年3月1日(木)から平成31年2月28日(木)までに新たに装着・導入したエコタイヤが対象。
2. 助成金額 エコタイヤ(新品) 1本あたり 2,000円
※但し、1事業者あたり30本を上限とする。
※国の補助金が交付されたエコタイヤについては助成金を交付しない。
※リトレッドタイヤは対象外とする。
3. 対象商品 カタログ値で転がり抵抗を10%以上低減するエコタイヤで、栃ト協が認めた別表1の対象一覧表に示すものとする。
4. 助成率 4,200千円
※期間内であっても、助成率に達した時点で打ち切り予定です。
5. 申請要領 別添様式1の「平成30年度エコタイヤ導入促進助成金交付請求書」に必要事項を記入し、(1)請求書の写し(2)領収証の写しを添えて申請する。
但し、新車に装着した時は、車検証の写し・装着証明書(様式2)の写し及び見積書の写し等(エコタイヤの記載のある書類)も併せて添付すること。
但し、領収証を申請時に添付出来ない場合は、後日発行され次第速やかに提出すること。
6. 備 考 ①会員所有の県内営業ナンバーの車両に装着するものとする。
②助成金は、新たに導入した助成対象エコタイヤに対して行う。

[問合せ先] (一社)栃木県トラック協会 業務部

TEL 028-658-2515 FAX 028-658-6929

平成30年度エコタイヤ導入促進助成金交付要綱

一般社団法人 栃木県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人栃木県トラック協会（以下「栃ト協」という。）が行う、エコタイヤ導入促進に対する助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し必要事項を定め、適正かつ円滑に事業推進することを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成の対象となるエコタイヤ(新品)は、転がり抵抗を10%以上低減するもので、別紙1に示すものとする。

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、対象商品を新たに導入した会員事業者とする。

2 会員事業者とは、助成金を申請する時点で栃ト協に加入しているもので、新規加入した事業者については、入会后導入したものを対象とする。但し、栃ト協会費等の未納がある場合は、その限りではない。

(助成交付額)

第4条 会員事業者が新たに導入した助成対象エコタイヤに対して、1本あたり2千円を交付する。

2 但し、申請は1事業者あたり、30本を上限とする。

(助成対象期間)

第5条 助成対象期間は、平成30年3月1日(木)から平成31年2月28日(木)までに導入を完了し、支払が終了したものを対象とする。

2 期間内であっても助成枠に達した場合は、その時点で終了する。

(助成金交付請求)

第6条 助成金の交付を申請する事業者は、栃ト協が指定する期日までに、別紙様式1「平成30年度エコタイヤ導入促進助成金交付請求書」により次の書類を添付し助成金の請求をするものとする。

ア 請求書の写し

イ 領収証の写し

但し、新車に装着した場合は、ア・イと併せて車検証の写し・装着証明書(様式2)の写し及び見積書の写し等(エコタイヤの記載のある書類)を添付する。

(助成金の交付)

第7条 栃ト協は、前条の「平成30年度エコタイヤ導入促進助成金交付請求書」の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、本助成事業に適合すると認めた場合には、申請事業者に対して平成31年3月末日までに助成金を交付する。

(財産の処分の制限)

第8条 事業者は、助成を受けたエコタイヤを装着又は導入した日から起算して1年を経過するまでの期間、譲渡、廃棄（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ栃ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(助成金の返還)

第9条 栃ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他栃ト協が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、栃ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(雑 則)

第10条 栃ト協は、助成金の交付に関して必要な報告を求めることができる。

(附 則)

1. 本要綱は、平成30年4月1日より施行する。

平成30年度エコタイヤ導入促進助成事業対象一覧表

平成30年 4月 1日現在

メーカー名	商品名	型 式	備 考
(株)ブリヂストン	エコピア (ECOPIA)	M801	転がり抵抗低減(低燃費)
		M812	" 小型トラック用
		W901	" スタッドレス
		W911Ⅱ	" スタッドレス
		R201	" 小型トラック用
		R680	" 小型トラック用
ダンロップファルケンタイヤ(株)	エコルト (ECORUT)	SP128	転がり抵抗低減(低燃費)
		SP628	"
		SP068	"
		SP088	"
	エナセーブ	SP688ACE	"
		VAN01	"
SPLT50		"	
横浜ゴム(株)	ゼン (ZEN)	702ZE-i	転がり抵抗低減(低燃費)
		102ZE	"
		902ZE	" スタッドレス
	ジョブ (JOB)	RY52	" 小型トラック用
	BluEarth	LT152R	" 小型トラック用
	iceGUARD	iG91	" 小型トラック用
(株)トーヨータイヤジャパン	ゼロシス (ZEROSYS)	M667	転がり抵抗低減(低燃費)
	ナノエナジー (NANOENERGY)	M136	"
		M166	"
		M666	"
		M134E	"
		M676	"
		M966	" スタッドレス
	デルベックス	M634	" 小型トラック用
日本ミシュランタイヤ(株)	エナジータイヤ (ENERGY TIRE)	X LINE ENERGY Z	転がり抵抗低減(低燃費)
		XZA 2+ ENERGY	"
		XJE 4 MIX ENERGY	"
		XZN MIX ENERGY	"
		XZN+ MIX ENERGY	"
	グリーンタイヤ (GREEN TIRE)	XDW ICE GRIP GREEN	" スタッドレス

※上記以外の製品で別に定めた助成基準に該当するもので、県ト協において認めたエコタイヤについても対象とする。

様式 1

平成 年 月 日

一般社団法人 栃木県トラック協会長 殿

氏名又は名称
住 所
代表者氏名

㊞

平成30年度エコタイヤ導入促進助成金交付請求書

平成30年度エコタイヤ導入促進助成金交付要綱に基づき、助成金の支払いについて下記の通り請求をします。

記

1. 助成金請求額 金 _____ 円

2. 交付申請明細

購入年月日	メーカー名	商品名	型式	数量	助成金
				本	円
				本	円
				本	円
				本	円
合 計				本	円

3. 添付書類 (1) 請求書の写し (2) 領収証の写し
※新車装着の場合は、(1)(2) + 車検証の写し・装着証明書(様式2)の写し及び見積書の写し等 (エコタイヤの記載の有る書類)

4. 助成金振込先

金融機関名		本・支店名	
口座種別	当座・普通	口座番号	
フリガナ 口座名義			

連絡先	担当者名:	TEL: FAX:
-----	-------	--------------

整理番号 _____

一般社団法人 栃木県トラック協会長 殿

装着事業者名

印

エコタイヤ装着証明書

当社は、エコタイヤを下記の通り装着したことを証明いたします。

記

顧客名					
No	車両番号	メーカー名	商品名	型式	本数
	装着日				
1					本
2					本
3					本
4					本
5					本
合計					本